

# 清瀬市地域防災計画

## 【 震 災 編 】

## 第1部 総則

### 第1章 地域防災計画（震災編）の概要

#### 第1節 計画の目的及び前提

##### 1 計画の目的

清瀬市地域防災計画(震災編)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、清瀬市防災会議が策定する計画である。

その目的は、市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、市の地域における災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

##### 2 計画の前提

この計画は、第3章に掲げる「被害想定」、東日本大震災や平成28年熊本地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び市民・市議会などの提言を可能な限り反映し策定した。

- (1) 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子供、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。
- (2) 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

#### 第2節 計画の性格及び範囲

1 この計画は、市の地域に係る次の災害に関し、市を中心として、都及び各防災機関の責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を包括する総合的かつ基本的な計画である。

- (1) 地震災害等
- (2) 風水害
- (3) 大規模事故災害編

2 東京都地域防災計画及び各防災機関が作成する防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第3節 計画の構成

この計画には、市、都、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりであり、風水害対策については、風水害編に、大規模事故対策については、大規模事故災害編に記載している。

構成	主な内容
【震災編】 第1部 総則	○首都直下地震等の被害想定、減災目標 等
第2部 施策ごとの具体的計画（予防・ 応急・復旧計画）	○市、都、防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 ○地震発生後に市、都、防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第3部 災害復興計画	○被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
第4部 東海地震事前対策（南海トラフ 地震対策）	○災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制 等
【風水害編】	○市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災機関の役割 等 ○市、都、防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 ○風水害発生後に市、都、防災機関等がとるべき応急・復旧対策 等 ○国が発する火山（降灰等）に関する情報収集・伝達、宅地の降灰対策、火山灰の収集及び運搬 等
【大規模事故災害編】	○危険物関係、航空機、鉄道、ガスの事故などに関する対策 等

第4節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、地震災害への対応能力を高める。

## 第5節 計画の修正

この計画は、地区防災計画の策定状況等を含めた検討を毎年加え、必要があると認めるときに修正する。

各防災機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年、市防災会議が指定する期日（内容が緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議（事務局）に提出するものとする。

## 第2章 市の概況

### 第1節 自然環境

#### 1 位置と面積

清瀬市は、東京都の北部にあり、東部は埼玉県新座市と境にし、西北は柳瀬川を境に埼玉県所沢市と相對し、西南は東京都東村山市および東久留米市と接している。市は東北より西南にかけて長い。

市役所の位置（世界測地系）		広ぼう [km]			面積 [km <sup>2</sup> ]
緯度	経度	東西	南北	周囲	
35度 47分 8秒	139度 31分 35秒	4.63	5.09	17.20	10.23

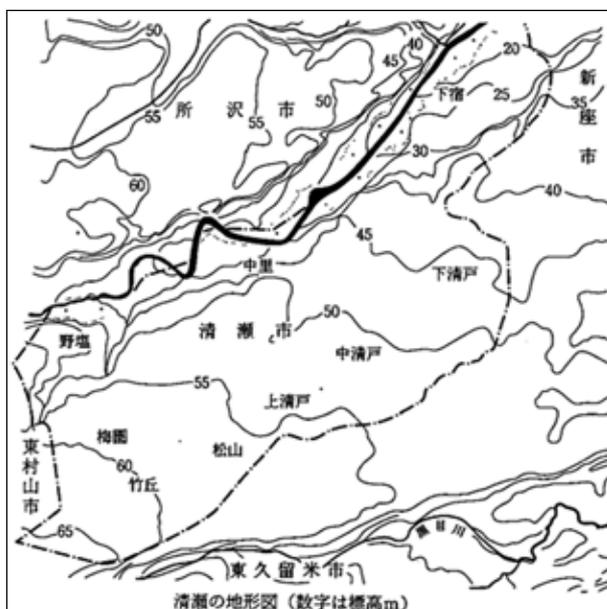
出典1：国土交通省ホームページ「位置参照情報ダウンロードサービス」（令和4年3月参照）

出典2：面積：令和3年全国都道府県市区町村別面積調（令和4年3月参照）

#### 2 地形・地質

(1) 清瀬市は、西の山麓からしだいに標高を低くし、青梅の標高 180m に始まって台地が東北の末に及ぶ武蔵野台地の上の平坦部に位置している。市の範囲はおよそ 6.5km × 2.4km の狭長の地で、その長軸は台地の傾斜と向きを同じくし、平坦とはいえ西高東低の地形をなしている。標高は、西方の東村山市に接する付近（竹丘三丁目）では 65m、北東の埼玉県境に近い下宿三丁目では標高 20m となり、わずか 6 km の間に 40m 以上の標高差がある。

また、市域北部を流れる柳瀬川でごくわずかの沖積低地を市域に含むが、それ以外は洪積台地で、柳瀬川に面する中里、下宿地域集落部は柳瀬川の沖積低地より 5～10m 高く、清瀬旭が丘団地付近の台地より 10～15m 低い標高 25～30m の中位のテラスになっている。団地付近の台地は下清戸、中清戸、上清戸から西武鉄道池袋線周辺の市街地へと続く広範な台地で、この団地北側の崖面から見ると 6m ほどのローム層が堆積し、以下は武蔵野礫層が堆積している。

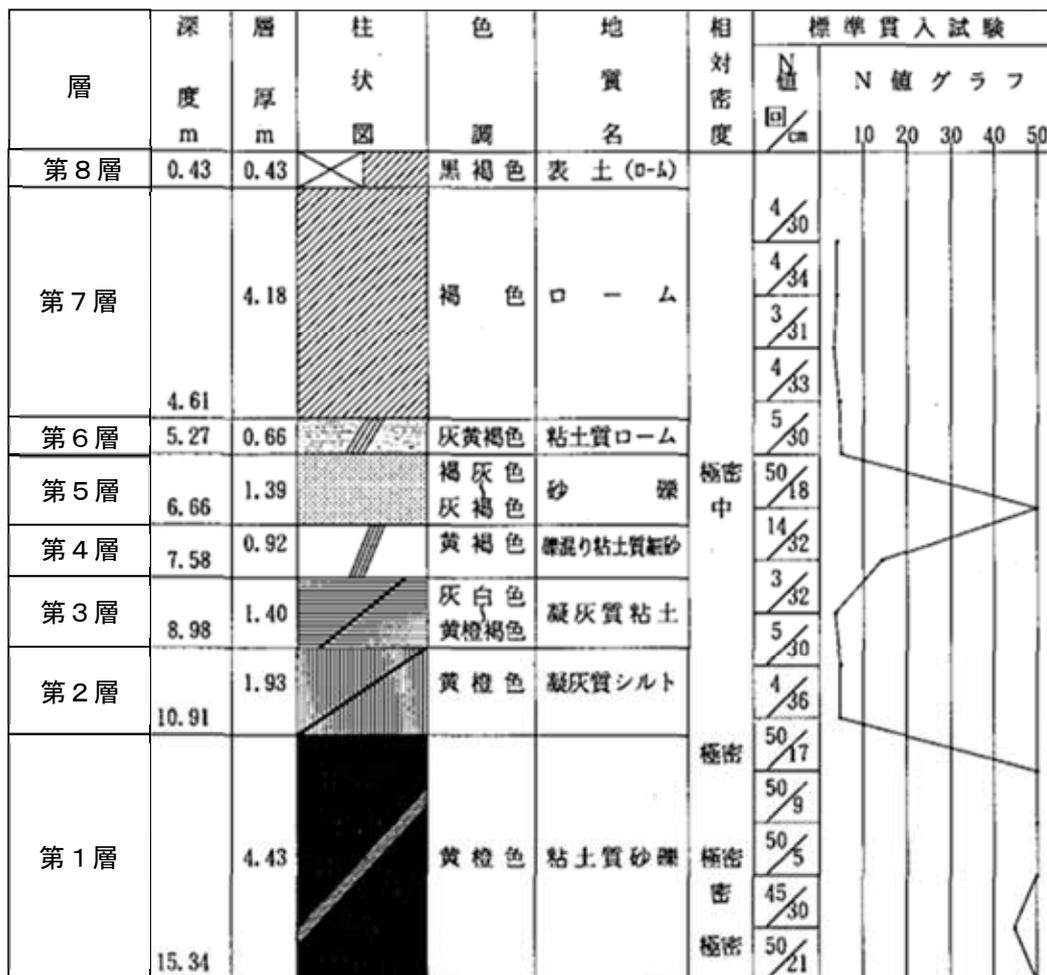


出典1：清瀬市「清瀬市地域防災計画（平成8年度修正 震災編・風水害等編）」

出典2：清瀬市ホームページ「市の概要」（平成28年3月参照）

(2) 過去に清瀬小学校(中里五丁目)の敷地内で地質調査が行なわれ、地下15mまでの地層図が作成されたが、これによると地層は全部で八層からなっており、下から粘土質砂礫層(第一層)、凝灰質シルト層(第二層)、凝灰質粘土層(第三層)、礫混り粘土質細砂層(第四層)、砂礫層(第五層)、粘土質ローム層(第六層)、ローム層(第七層)、表土(ローム)層(第八層)の順で堆積している。

【清瀬小学校敷地内地質柱状図】



出典：清瀬市「清瀬市地域防災計画（平成8年度修正 震災編・風水害等編）」

### 3 気象

気象は温和で、過去5年間(平成27年～令和元年)をみると、年平均気温\*は20～21.2℃、年間降雨総量は約1,130～1,860mmで、典型的な太平洋側の平野部の気候である。

※気温は13時の数値とする。 出典：清瀬市「統計きよせ 令和3年度版」

### 4 河川

清瀬市内には、山口貯水池(狭山湖)に水源を發し、西武新宿線が横架する近くから関越自動車道下流700mまで都県境を錯綜しながら流れ、埼玉県志木市役所下流で新河岸川に合流する全長19.6km、流域面積95.5km<sup>2</sup>の柳瀬川と、水源を武蔵村山市大字中藤東久保の七所神社付近に發し、東流して東大和市、東村山市、清瀬市を経て柳瀬川に合流する全長15.0km、流域面積26.8km<sup>2</sup>の空堀川があり、荒川水系二つの一級河川が流れている。

市内を流れる柳瀬川流域では、柳瀬川回廊の整備により、子供から高齢者、障害者等、多くの人々が利用し、楽しめる公園の整備を進めている。

出典1：柳瀬川流域水循環マスタープラン推進協議会「柳瀬川流域水循環アクションプラン～人と水とみどりがつながりあう魅力ある地域づくり～」平成21年3月 (P.83)

出典2：清瀬市「第4次清瀬市長期総合計画 実行計画(令和3～5年度)」令和3年3月 (P.114)

## 第2節 人口・社会環境

### 1 人口

現在(令和4年時点)の人口は、74,948人である。過去昭和35年から40年にかけて大規模な団地の建設による急激な増加があり、その後は緩やかに増加傾向が続いている。平成に入ってから、横這い状態となっており、最近においては、高層マンション等の建設により増加傾向となっている。

#### (1) 年齢別人口(令和4年1月1日時点)

年齢別人口の推移を見ると幼年人口(0~14歳)は減少傾向で、全人口の11.7%を占めている。また、生産年齢人口(15~64歳)が60.2%に減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は、全人口の28.1%となり、高齢化が進行している。

出典：東京都総務局統計部ホームページ「住民基本台帳による世帯と人口」(令和4年2月参照)

#### (2) 高齢者人口(令和4年1月1日時点)

65歳以上の高齢者人口は、21,039人であり、増加傾向にある。要介護等認定人数も増加しており、4千人を超えている。

出典1：東京都総務局統計部ホームページ「住民基本台帳による世帯と人口」(令和4年2月参照)

出典2：清瀬市「統計きよせ 令和3年版」

#### (3) 児童人口(令和3年4月1日時点)

保育園児数は、1,387人であり、平成31年度まで増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。学童クラブについては、平成19年には9か所だったクラブ数が平成30年度以降は19か所に増え、利用者は704人となっている。

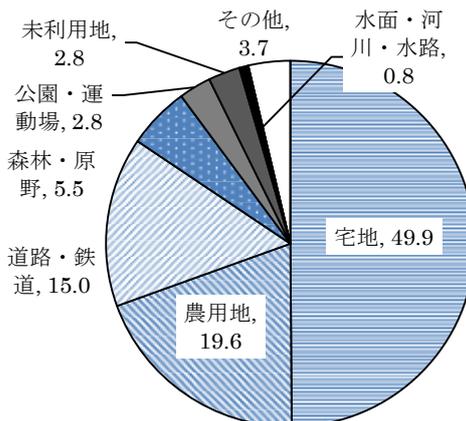
出典：清瀬市「統計きよせ 令和3年版」

### 2 土地利用

昭和30年代の高度成長期以降、首都圏の近郊都市として、急激な人口増加により農地、山林の宅地化が進んできた。平成3年の生産緑地法の改正により、農地の87.1%が生産緑地地区となり、土地利用の変化は穏やかに推移している。平成29年現在は、宅地49.9%、農用地19.6%、道路・鉄道15.0%、森林・原野5.5%であり、宅地が最も多くの割合を占め、そのほとんどが住宅地で、その中には人口増加の主要因となった大規模な団地があり、住宅都市としての性格が強く表れている。

商店は、清瀬駅周辺と秋津駅周辺の一部に多くみられ、昔ながらの個人商店が多く、主要幹線道路沿いに商業地を形成している。農地は、市域の5分の1を占め、そのうち約85%が生産緑地として指定されている。また、けやき並木、屋敷林、緑地保全地域、病院街の広大な緑など、武蔵野の面影を残す緑や豊かな自然環境が多く残っている。

項目	面積	割合
	ha	%
宅地	505.0	49.9
農用地	198.1	19.6
道路・鉄道	151.8	15.0
森林・原野	55.2	5.5
公園・運動場	28.5	2.8
未利用地	28.2	2.8
水面・河川・水路	8.0	0.8
その他	37.2	3.7
計	1,012	100.0



※1 各数値の端数を四捨五入しているため合計値と一致しない。  
 ※2 未利用地とは、宅地で建物を伴わないもの、建築中で用途不明のもの、区画整理中の宅地、取りこわし跡地、廃屋、埋め立て等

出典1：清瀬市みどりの基本計画策定委員会「清瀬市みどりの基本計画」令和3年3月 (P.21)  
 出典2：東京都都市整備局「東京の土地利用 平成29年 多摩・島しょ地域」

### 3 住宅

住宅総数 34,550 戸のうち専用住宅が 98.7% を占める。構造別には、木造と防火木造を合わせた木造住宅が 16,760 戸と最も多く、鉄筋・鉄骨・コンクリート造が 14,510 戸とこれに次いでいる。建築基準法の新耐震基準が施行された 1981 (昭和 56) 年より前に建築された住宅は、3,450 棟で全体の 10.0% を占める。

【住宅の種類・構造、建築の時期別住宅数(単位：戸)】

建築の時期	総数	住宅の種類		構造						
		専用住宅	店舗その他の併用住宅	木造	木造(防火木造を除く)	防火木造	非木造	鉄筋・鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	その他
～昭和 55 年	3,450	3,440	10	1,080	220	850	2,370	2,320	40	-
昭和 56 年～ 平成 30 年 9 月	29,710	29,320	360	14,470	780	13,680	15,240	12,160	3,080	-
住宅総数	34,550	34,100	440	16,760	1,210	15,560	17,780	14,510	3,270	-

※ 種類や構造を明確に区別できない住宅があるため、総数と個々の数の合計が異なる年度あり。  
 ※ 住宅総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

出典：総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」令和元年9月30日

また、平成27年10月1日現在、総数 32,118 世帯のうち共同住宅が 18,503 世帯 (58%) と最も多く、15 階建て以上が 813 世帯 (2.5%) を占める。

出典：清瀬市「統計きよせ 令和3年版」

## 4 産業、福祉、医療

### (1) 事業所数

平成28年現在、市内には1,836の事業所があり、18,825人の従業者が働いている。産業大分類別にみると、卸売・小売業が433か所と全体の約4分の1を占め、飲食サービス業が244か所、建設業が193か所、生活関連サービス・娯楽が207か所、医療・福祉が255か所と続いている。中でも近年著しい増加傾向にあるのが「医療・福祉」であり、平成13年には104か所だった事業所数が、平成28年には255か所に増加している。他方で、農業を主とする一次産業従事者の減少傾向が強く、平成22年には538人だったが、平成27年には471人に減少している。

出典：清瀬市「統計きよせ 令和3年版」

### (2) 高齢者、障害者等対象の福祉施設

市内の各地域で、高齢者に関する相談・介護支援等を行う拠点(地域包括支援センター、地域型在宅介護支援センター)、高齢者のくらしや生きがい活動を支援する施設(シルバー人材センター、老人クラブ、老人いこいの家、老人ホーム等)、介護支援施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設)があるほか、障害者(児)への支援を行う福祉施設(清瀬市障害者福祉センター、障害者就労支援センター、子どもの発達支援・交流センター、その他民間施設)がある。

また、地域交流、電話訪問、介護支援、地域の福祉情報発信、相談支援機関(きよせボランティアセンター、きよせ権利擁護センター、清瀬市障害者福祉センター)の運営等を行う清瀬市社会福祉協議会がある。

出典：清瀬市「清瀬市市民生活便利帳2020」令和2年3月(P.56-77)

### (3) 医療

都心からの便の良さと清らかな自然環境を求めて、昭和初期に東京府立清瀬病院結核療養所が設立されたのをはじめとして、結核療養所、医療施設や研究機関などが次々に開設された。現在でも、世界で最高水準の結核病学の研究が進められている。また、それらの病院・医療施設は、診療科目を増やし、特養老人ホームなどの福祉施設を併設するなどして、徐々に拡大してきた。こうして、清瀬市の人口当たりの病床数は全国でも有数なものとなり、地域医療に大いに貢献している。いまでは、地域医療サービスの充実を図るために、かかりつけ医(医療・歯科)・かかりつけ薬局の定着促進、休日・急病診療等の救急医療体制の充実等に取り組んでいる。さらに、これら医療施設の集積に、福祉・薬学・看護にかかわる3つの高等教育機関が加わり、清瀬市は医療・福祉のまちとしてその存在感を高めている。

出典：清瀬市「第4次清瀬市長期総合計画 実行計画(令和3～5年度)」

## 5 交通

### (1) 鉄道

鉄道は、東京都心から放射状に延びる西武池袋線が市域の南西部を走り、東に清瀬駅、西に秋津駅がある。また、市域北部には、JR武蔵野線が通っている。この2線に加え、都市高速鉄道12号線(都営大江戸線)について、市域への延伸の要望に取り組んでいる。

出典：清瀬市「第4次清瀬市長期総合計画 実行計画（令和3～5年度）」

### (2) 道路

市内における主要幹線道路には、小金井街道と志木街道及び清瀬駅東側の立体交差を含む新小金井街道がある。さらに、その新小金井街道の清瀬橋方面へ延伸する都市計画道路の整備が進んでおり、主要幹線道路の更なる充実が図られている。

そのような中、東京都は小金井街道と志木街道の一部を災害時の特定緊急輸送道路として指定しており、沿道の建物の早急な耐震化が求められている。

また、幹線道路以外に目を向けると、依然として、幅員4m未満のいわゆる「狭あい道路」や歩道の設置されていない道路が多くあり、災害時の緊急車両の通過や、火災の延焼防止も含め、拡幅及び幹線道路との道路ネットワークの形成や安全性が求められている。

出典：清瀬市「第4次清瀬市長期総合計画 実行計画（令和3～5年度）」

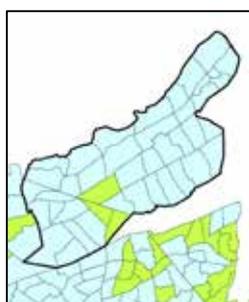
### 第3節 地域危険度

都が実施する地域危険度測定調査は、市街化区域を対象として、地震に関する建物の倒壊、出火・延焼等の危険性の度合いを町丁目ごとに5段階のランクで相対評価するものである。

「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」(令和4年度)では、「災害時活動困難度を考慮した地域危険度(建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度)」が評価された。その結果は以下のとおりである。

#### 1 災害時活動困難度を考慮した建物倒壊危険度

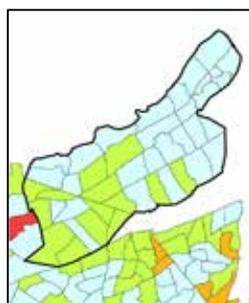
地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定するものである。測定結果は、防災計画、建物の耐震化等の優先的な整備が必要な地域を選定するなど有益な情報を提供する指標となる。



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書」(第9回)

#### 2 災害時活動困難度を考慮した火災危険度

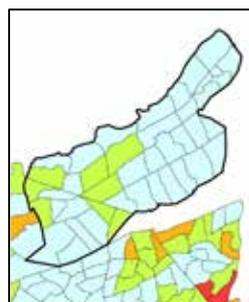
地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を測定するものである。測定結果は、防災計画、建物の不燃化等の優先的な整備が必要な地域を選定するなど有益な情報を提供する指標となる。



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書」(第9回)

#### 3 災害時活動困難度を考慮した総合危険度

建物倒壊や火災の危険度に避難や消火・救助活動の困難さを加味して測定するものである。総合的な危険度を分かりやすく示し、都民の防災意識の高揚を図ることを目的としている。



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書」(第9回)

### 第3章 被害想定 【都】

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下型地震による被害想定を公表してきた。

その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じたことから、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

さらに、平成28年熊本地震など全国各地で大規模な地震が頻発する中で、最新の知見等が蓄積されるとともに、南海トラフ巨大地震の発生確率も上昇していることから、様々な社会情勢の変化や最新の科学的知見を踏まえ、首都直下地震等発生時の被害の全体像を明確化するとともに、今後の都の防災対策の立案の基礎とするため、被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

#### (1) 前提条件

##### ア 想定地震

都心南部直下地震及び立川断層帯地震では、清瀬市で震度6弱が広く分布し、一部地域で震度5強が分布する。大正関東地震では一部地域で震度6弱が分布するが概ね震度5強が分布している。本計画では、特に、市中央部や南西部で震度6強が分布し、被害が大きくなることが想定される多摩東部直下地震を想定する。

【東京都で想定される地震】

種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
震源域	東京都区部の南部	東京都多摩地域の東部	関東地方の南部	東京都多摩地域
規模	M7.3	M7.3	M8クラス	M7.4

※ Mは、地震のエネルギーの大きさを表すマグニチュードを指す。

出典：東京都「東京都地域防災計画震災編（平成26年修正）」

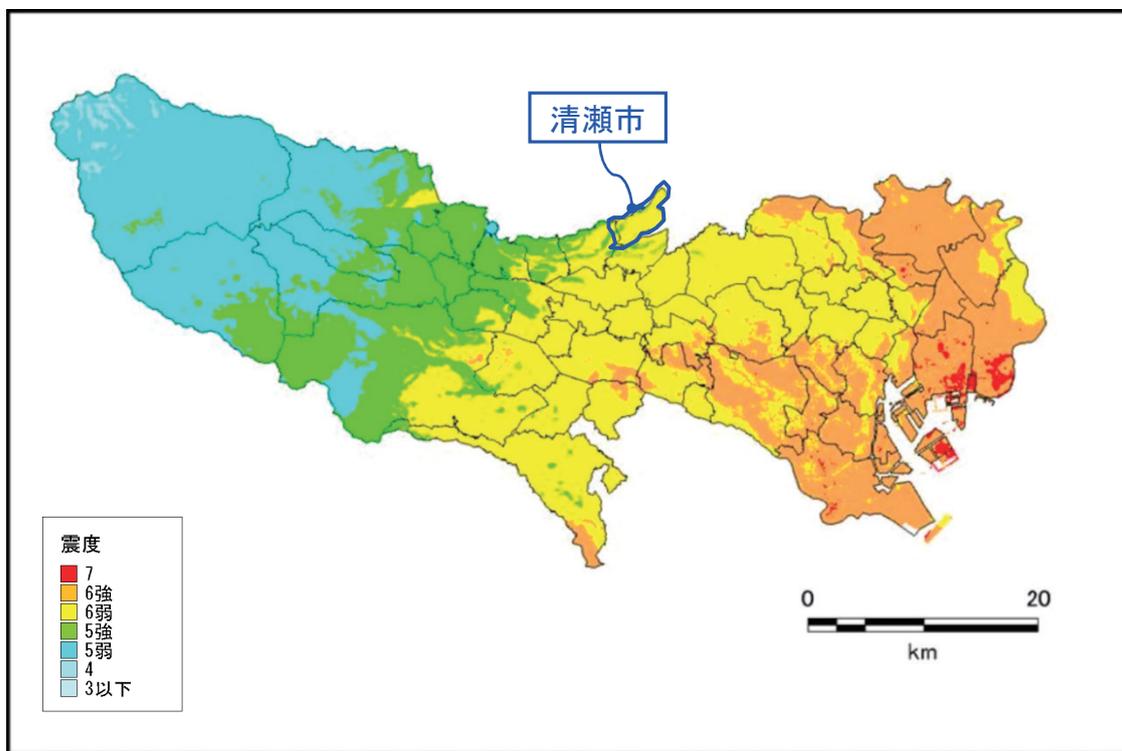
※ 平成24年被害想定の対象とした「東京湾北部地震」及び「多摩直下地震」は、発生が想定される領域が、大正12(1923)年の大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定されているため、今回の想定の対象から除外された。また、「元禄関東地震」は、直近の地震から約300年程度経過しているものの、発生間隔は2,000年から3,000年となっており、その発生確率は、今後30年以内でほぼ0%とされている。内閣府では、相模トラフ沿いのM8クラスの地震に関しては大正関東地震タイプを長期的な防災・減災対策の対象として考慮することが妥当としており、今回の被害想定においては、「元禄関東地震」ではなく「大正関東地震」を選定している。

出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月)

イ 地震動分布

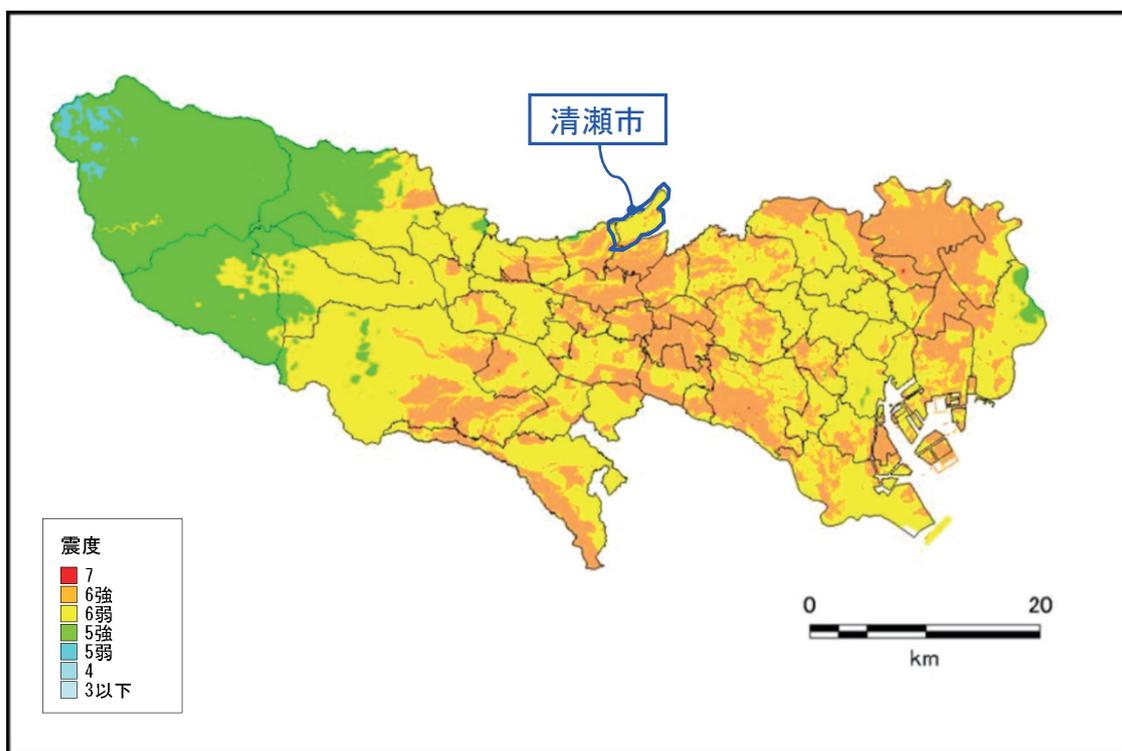
東京の地震動分布図を下記に示す。

【都心南部直下地震(M7.3)の震度分布】



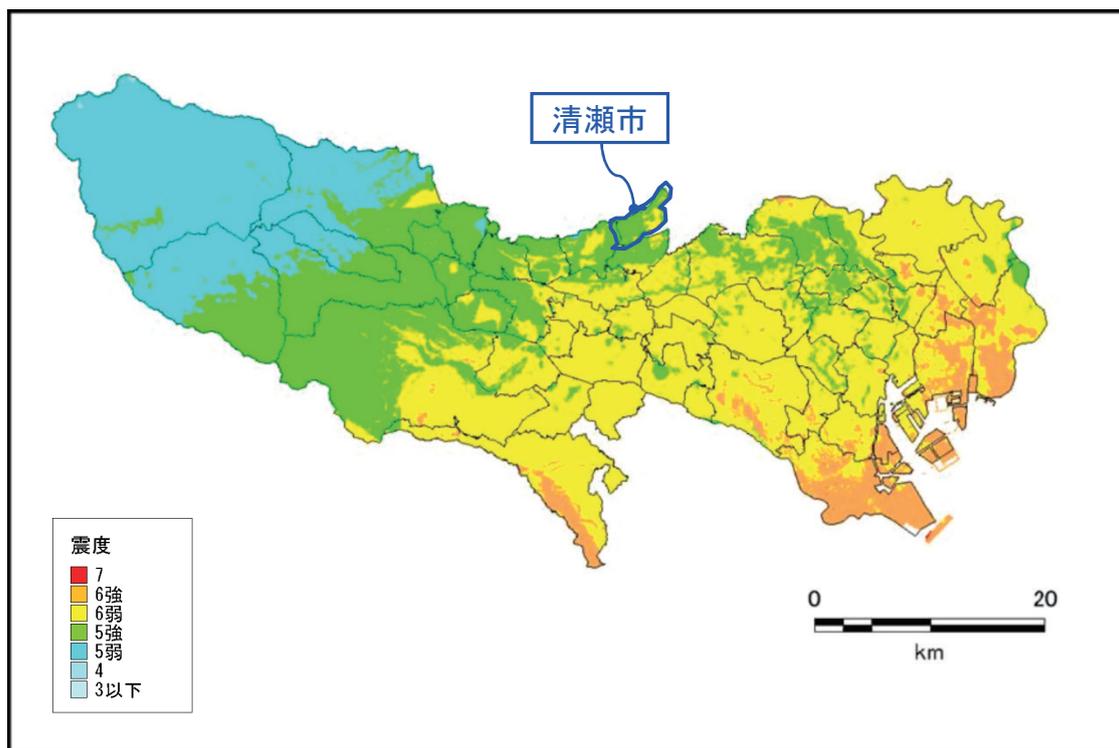
出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）

【多摩東部直下地震(M7.3)の震度分布】



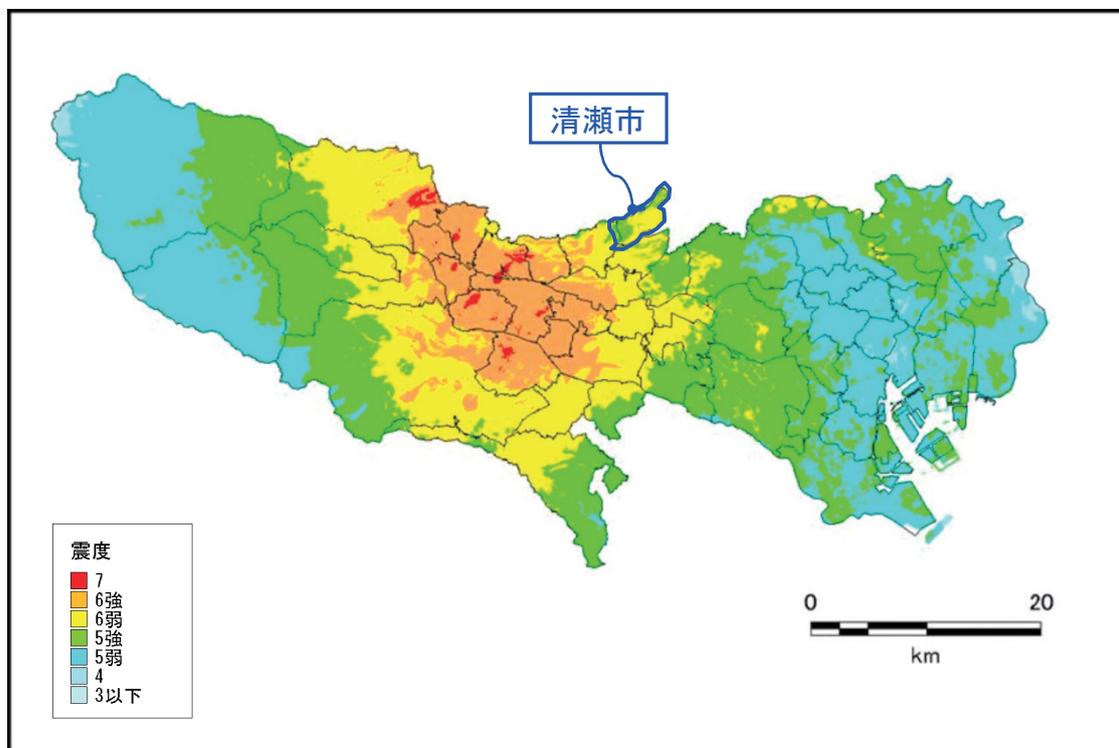
出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）

【大正関東地震(M8クラス)の震度分布】



出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）

【立川断層帯地震(M7.4)の震度分布】



出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）

## ウ 想定シーン

地震発生の時間帯により都内に滞留する人々の活動状況は異なるため、発生時刻が変わると人的被害の様相も変化する。また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化する。このため、本調査では、想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・発生時刻）を設定した。

## 【想定シーン】

季節・時刻	想定される被害
冬・早朝の5時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯</li> <li>○多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
冬・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。</li> <li>○外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</li> <li>○住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</li> </ul>
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。</li> <li>○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。</li> <li>○ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>○鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）

第1部 総則 第3章 被害想定 【都】

(2) 清瀬市の想定結果の概要(多摩東部直下地震で冬・夕方、風速8m/sにおける被害)  
前記の前提条件を踏まえた想定結果の概要を下記に示す。

条件	想定地震		多摩東部直下地震				
	時期及び時刻・風速		冬の夕方18時、風速8m/秒				
	集計単位		清瀬市		多摩計		
建物被害	建物全壊棟数		177	棟	14,729	棟	
	原因別	揺れ	176	棟	14,214	棟	
		液状化	1	棟	74	棟	
		急傾斜地崩壊	0	棟	441	棟	
	建物半壊棟数		847	棟	61,110	棟	
	原因別	揺れ	834	棟	59,431	棟	
		液状化	13	棟	663	棟	
		急傾斜地崩壊	0	棟	1,016	棟	
	棟数	焼失棟数(倒壊建物を含む)	118	棟	27,275	棟	
		焼失率	0.7	%	2.6	%	
	ライフライン	電力停電率		3.4	%	5.7	%
		固定電話不通率		0.8	%	2.8	%
		携帯電話不通率		ランクE(※1)		ランクE(※1)	
		ガス供給停止率		0.0	%	29.0	%
上水道断水率		17.8	%	19.5	%		
下水道管きよ被害率		3.5	%	3.8	%		
人的被害	死者		10	人	1,217	人	
	原因別	揺れによる建物被害	7	人	506	人	
		屋内収容物	1	人	66	人	
		急傾斜地崩壊	0	人	30	人	
		火災	2	人	557	人	
		ブロック塀等	0	人	58	人	
		屋外落下物	0	人	0	人	
	負傷者		234	人	19,502	人	
	原因別	揺れによる建物被害	199	人	14,227	人	
		屋内収容物	19	人	1,508	人	
		急傾斜地崩壊	0	人	37	人	
火災		5	人	1,722	人		
ブロック塀等		11	人	2,004	人		
屋外落下物		0	人	4	人		
避難者数	避難者数(※2)		8,026	人	602,162	人	
	避難所避難者数(※2)		5,351	人	401,441	人	
	避難所外避難者数(※2)		2,675	人	200,721	人	
帰宅困難者数	都内滞留者		61,338	人	3,718,561	人	
	帰宅困難者		5,340	人	475,594	人	
	別距離	10~20km		人	160,542	人	
		20km~		人	315,052	人	
要配慮者死者数		9	人	802	人		
自力脱出困難者数		67	人	5,259	人		
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		9	台	2,558	台		
災害廃棄物		70,000	トン	6,290,000	トン		

※1 ランクE:携帯電話の停電率、不通回線率がいずれも20%未満

※2 発災から4日~1週間後(発災から数日から1週間経過した頃に避難所避難者数がピークとなる)

出典:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月)

(3) 平成24年と令和4年の首都直下地震等による東京の被害想定結果の比較

平成24年と令和4年の東京都及び清瀬市における被害想定結果の比較を下記に示す。想定地震は、各被害想定公表時期における東京都、清瀬市にとって最も影響が大きいものとした。

【東京都における被害想定結果の比較】

被害想定公表時期		令和4年5月		平成24年4月		
条件	想定地震	都心南部直下地震		東京湾北部地震		
	時期及び時刻・風速	冬・夕方（風速8m/s）		冬の夕方18時 風速8m/秒		
物的被害	建物被害	194,431	棟	304,300	棟	
	要因別	揺れ等	82,199	棟	116,224	棟
		火災	112,232	棟	188,076	棟
人的被害	死者	6,148	人	9,641	人	
	要因別	揺れ等	3,666	人	5,561	人
		火災	2,482	人	4,081	人
	負傷者	93,435	人	147,611	人	
	要因別	揺れ等	83,489	人	129,902	人
		火災	9,947	人	17,709	人
避難者	約299万	人	約339万	人		
帰宅困難者		約453万	人	約517万	人	

※ 都心南部直下地震と東京湾北部地震では地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

※ 揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。

出典：東京都防災会議「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」(令和4年5月)

【清瀬市における被害想定結果の比較】

被害想定公表時期		令和4年5月		平成24年4月	
条件	想定地震	多摩東部直下地震		多摩直下地震	
	時期及び時刻・風速	冬・夕方（風速8m/s）		冬の夕方18時 風速8m/秒	
物的被害	建物全壊	177	棟	303	棟
	建物半壊	847	棟	1,410	棟
	焼失棟数（倒壊建物を含む）	118	棟	74	棟
人的被害	死者	10	人	14	人
	負傷者	234	人	353	人
	避難者	8,026	人	11,122	人
ライフライン被害	停電率	3.4	%	0.5	%
	上水道断水率	17.8	%	29.1	%
	下水道管きよ被害率	3.5	%	15.6	%

※ 多摩東部直下地震と多摩直下地震では地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

出典1：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成24年4月)

出典2：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月)

## 第4章 地震に関する調査研究

### 第1節 被害想定・地域危険度調査研究 【都】

#### 1 被害想定調査研究

東京都防災会議は、昭和53年に区部、昭和60年に多摩地域、平成3年に東京都全域を対象として、海溝型巨大地震である関東大地震の再来を前提とした地震被害想定調査研究を実施し、公表した。

さらに、中央防災会議が、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」を決定したことを受け、直下地震の被害想定として平成9年8月に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。

平成18年5月には、都市構造の変化や中央防災会議の被害想定を踏まえて、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」を公表した。

平成24年4月には、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

その後、平成24年8月に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)」が公表されたことを踏まえ、都における詳細な被害を明らかにするため、東京都防災会議の地震部会において検討を進め、平成25年5月14日その結果を「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書」として公表した。

令和4年5月には、平成24年4月の被害想定以降の防災対策の進展や人口構造の変化など、東京都の実情を反映するとともに、全国各地で頻発した大規模地震災害を通じて蓄積した最新の知見を踏まえ、科学的・客観的な手法や最新のデータに基づき、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

#### 2 地域危険度測定調査

都は、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第12条に基づき、以下の目的でおおむね5年ごとに地震に関する地域の危険度について、科学的に測定調査を行っている。

- (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

## 第2節 震災対策調査研究 【国・都・警視庁・東京消防庁】

### 1 火災等に関する調査研究

東京消防庁は、震災時の火災危険性等を把握し、被害を軽減する方策等を明らかにするため、火災予防審議会への諮問を行うとともに、実災害の被害調査や次に掲げる調査研究・検証を実施している。

- (1) 震災による被害の軽減に関する調査研究
- (2) 消防活動技術に関する調査検証
- (3) 都民や事業所の火災対応に関する調査検証
- (4) 危険物質対策に関する調査検証
- (5) 消防活動に関する調査検証

### 2 地盤の液状化及び被害状況の把握に関する調査研究

都土木技術支援・人材育成センターは、昭和62年4月に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」（東京都土木技術研究所(当時)）を公表した。

都建設局及び都港湾局は、学識経験者を含む「東京の液状化予測図見直しに関する専門アドバイザー委員会」の議論を踏まえ、東京都土木技術支援・人材育成センターを中心に、「東京の液状化予測図」の見直しを行った。（平成25年3月27日東京都建設局、港湾局）。

さらに、令和3年度には、平成25年3月作成時の約4倍にあたる約7万6千本の土質データを活用することにより、より精度の高くなった「東京の液状化予測図」へと更新を行った。

### 3 地下構造調査

国は、平成23年東北地方太平洋沖地震とそれ以後の地殻変動により、地震発生確率が高くなっている可能性がある主要活断層帯の一つとして、立川断層帯を挙げており、新たな調査を実施することにより長期評価の精度をさらに向上させるため、立川断層帯を対象に平成24年度からの3年間を調査期間として重点的調査観測を実施した。

都は、地元市町との連携を図りつつ、立川断層帯を対象とした国の重点的調査観測に参画していく。

## 第5章 計画修正の概要等

### 第1節 平成26年修正の要点

- (1) 施策ごとの課題や到達目標を明示することで防災関係機関や市民との共通認識を醸成し、各主体による防災対策を促進する。
- (2) 地域の防災力の向上や安全な都市づくりなどの施策ごとに、予防・応急・復旧といった災害のフェーズに応じて対応策を構築する。
- (3) より機能的な計画となるよう発災後の対応手順を明確化するなど、施策の内容を充実・強化する。
- (4) 市域の災害時に危険な箇所と資源になる箇所を地図上で可視化(「防災マップ・洪水ハザードマップ」)する。
- (5) 風水害時における災害対応の実効性の強化(市災対本部の初動対応の見直し、避難勧告等の具体的な判断基準、特別警報の記載)。
- (6) 災害後の時系列での被災・対応のシナリオを検討。
- (7) 防災計画の実行性を向上させるため、業務継続計画の考え方を取入れ、職員アンケートを実施する。
- (8) 市独自の課題として、初動対応、自主防災組織の育成、避難所運営対策、災害時要援護者支援対策を取上げ、制度・施策、マニュアル、訓練を検討・実施する。
- (9) 全庁的なアンケート調査を通じた東日本大震災の教訓検証、及び全庁的な検討体制、市民へのパブリックコメント等を計画に反映する。

### 第2節 平成28年修正の要点

- (1) 市及び各防災関係機関が推進し、進展があった業務の内容の更新
- (2) 法令・規則等の改正による文言の整理及び内容の変更
- (3) 基礎データの更新(清瀬市の人口、面積等)
- (4) 協定編の内容の更新

### 第3節 平成29年修正の要点

- (1) 国の避難勧告判断ガイドラインに基づき避難準備情報、避難指示の語句修正
- (2) 気象警報の基準が見直されたことによる、一部修正
- (3) 熊本地震の教訓から避難所生活時等におけるエコノミークラス症候対策について規定
- (4) 事業所防災計画の義務化による規定変更
- (5) 水害時の指定避難所の指定について
- (6) 象警報等の見直し
- (7) 【資料編】、【協定編】の内容更新

#### 第4節 平成30年修正の要点

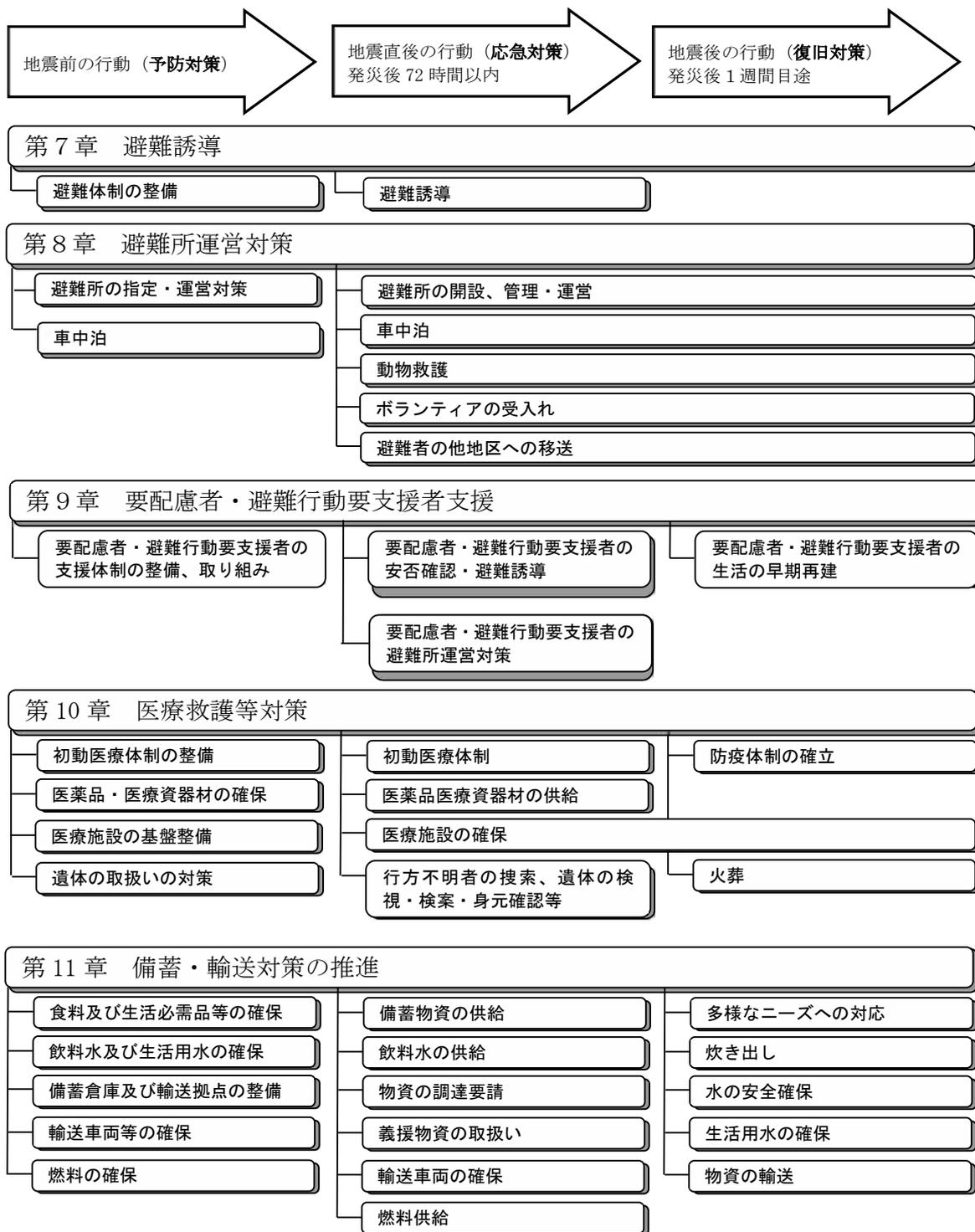
- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設、避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 下記事項を記載したハザードマップなどの印刷物を配布すること
  - ア 土砂災害(特別)警戒区域
  - イ 土砂災害に関する情報の伝達方法
  - ウ 避難施設、避難場所及び避難経路

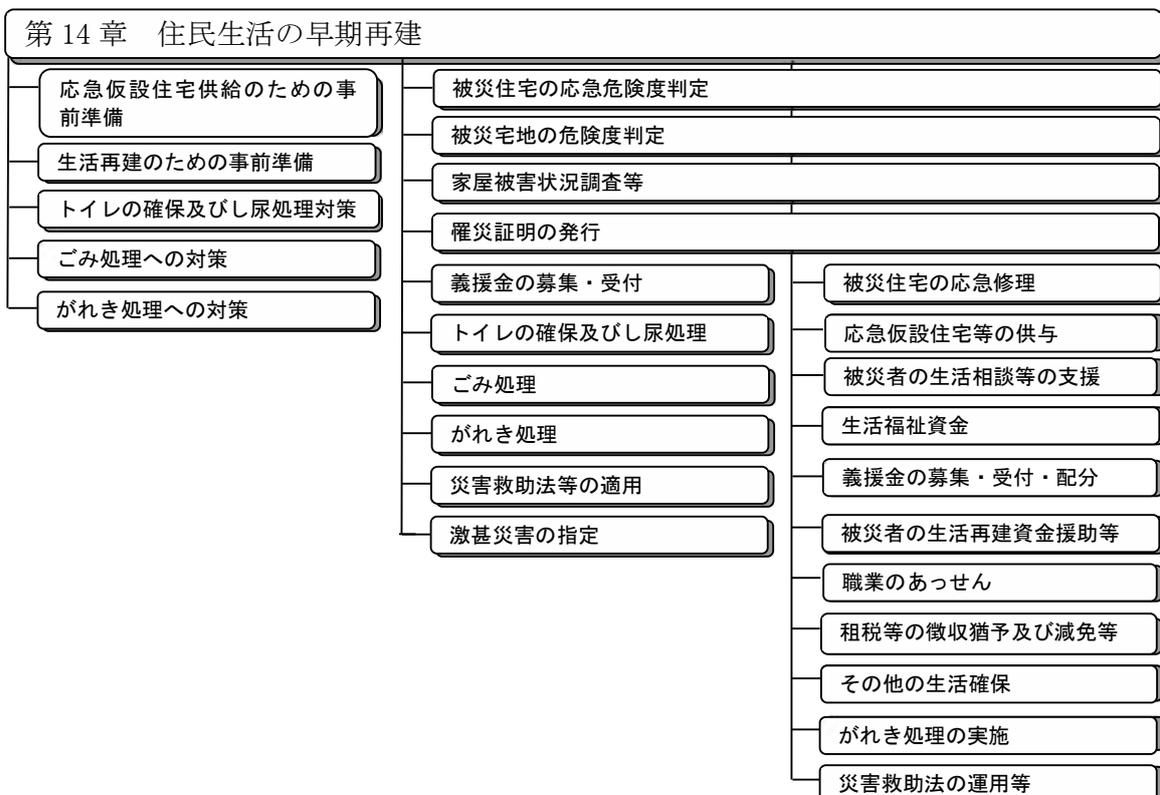
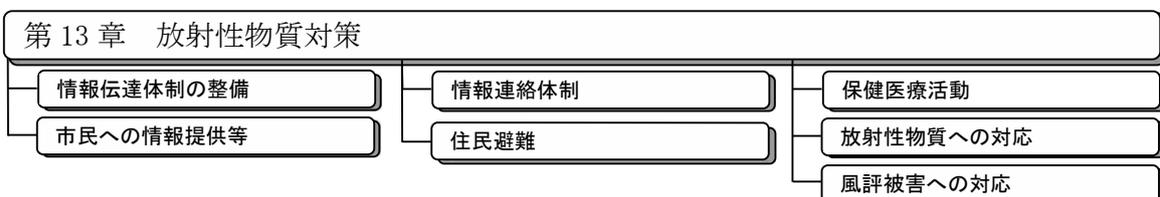
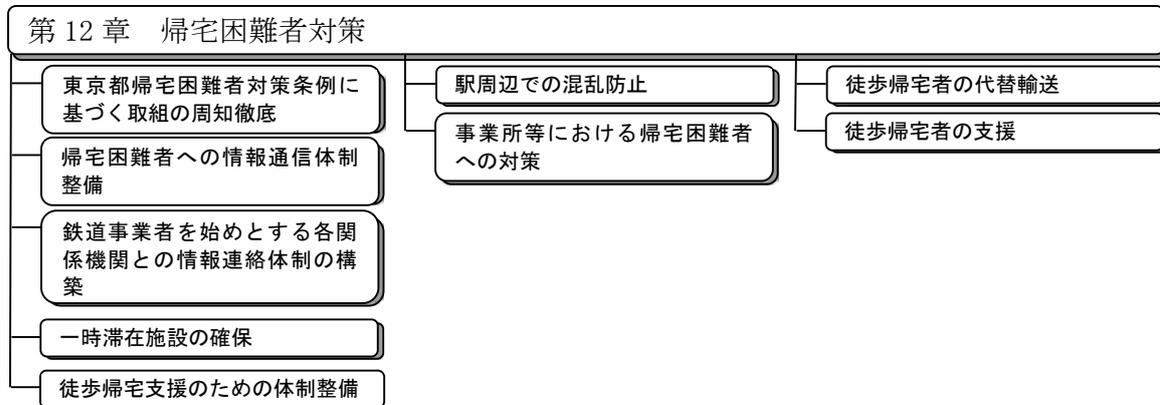
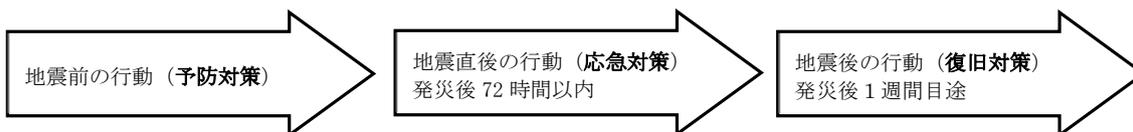
#### 第5節 令和5年修正の要点

- (1) 富士山噴火対策の追加
- (2) 大規模事故編の追加
- (3) 避難所等の新型コロナウイルス対策を記載
- (4) 関連法令、上位計画等の反映
- (5) 組織改正や時点修正の反映
- (6) 各対策の課題や目標の見直し

【個別施策と各フェーズの体系整理図】







## 第6章 減災目標（被害軽減に向けた目標）

都は、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を減災目標として定め、対策を推進してきた。今回、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させる趣旨を含意させるため、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた。

市は、東京都地域防災計画と整合を図り、以下のように独自の減災目標を定め、市民・地域、事業者等と協力して対策を推進する。この減災目標は、10年以内に達成、あるいは、達成の道筋を描けるように努めることとする。

多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8m/s）のケースで想定されている、揺れや火災による死者10人、避難者8,026人、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数177棟を、それぞれ減少させる。

### 目標1 死傷者の半減

#### (1) 住宅の倒壊による死傷者の半減

- ア 建物耐震化の推進
- イ 家具類転倒・落下・移動防止対策の推進
- ウ 救出・救助体制の強化
  - (ア) 地域防災力の強化
  - (イ) 避難行動要支援者対策の推進

#### (2) 火災による死傷者の半減

- ア 消防団活動体制の充実による災害活動力の向上
- イ 自主防災組織等、市民の初期消火力の強化
- ウ 救出・救助体制の強化(再掲)

### 目標2 避難者の3割減少

#### (1) 住宅の倒壊や火災による避難者の減

- ア 建物耐震化の推進(再掲)
- イ 家具類転倒・落下・移動防止対策の推進(再掲)
- ウ 救出・救助体制の強化(再掲)
  - (ア) 地域防災力の強化
  - (イ) 避難行動要支援者対策の推進

(2) ライフライン被害による避難者の減

ライフライン関係機関と連携・協力し早期回復を図る。

ア ライフラインの応急復旧の迅速化

イ 都や市は、事業者と協力してライフラインを60日以内に95%以上回復することを目標とする。

ウ 各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。回復の目標としては、電力7日、上水道30日、通信14日、下水道30日、ガス60日とする。

エ 避難所などの防災拠点から排水を受け入れる下水道管の耐震化を促進する。

(3) 生活再建の早期化

ア 「避難所運営マニュアル」を令和3年3月に改訂。今後も各地の大震災の教訓を踏まえ見直しを行う。

イ 災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成する。

ウ 被災者台帳及び罹災証明にかかるシステムを平成30年に導入完了。罹災証明を速やかに発行できる体制を構築する。